

要望書について（回答）

- 提出者：長谷自治公民館
- 受付日：令和3年8月4日
- 回答日：令和3年8月19日

1 長谷観音堂災害復旧修繕について

① 裏山の崩壊箇所の斜面对策

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

観音堂が地域の共同利用施設であれば、「単県斜面崩壊復旧事業」として斜面对策の復旧が見込めますが、移転等の可能性や費用対効果の検討により事業化の判断を県と調整します。

この事業は守るべき人命や施設の存在が条件となります。破損し利用できない状態の観音堂は保全対象施設にはなりませんので、修繕等の再建計画をお示ししていただくことが必要となります。

斜面对策は市において整備しますが、事業費（測量設計費及び工事費）の20%を受益者負担金として市へ納入していただきます。

市では単県斜面崩壊復旧事業に伴う用地買収と立木補償は行いません。

② 大慈寺観音堂の修繕

【回答：文化財課 Tel 22-4419】

7月7日からの豪雨により、長谷の地区の皆様が大切にされた来た大慈寺観音堂が甚大な被害を受けられましたことに心よりお見舞い申し上げます。

被災された大慈寺観音堂は、昭和9年の大洪水の山崩れにあったものを昭和11年に再建されたもので、指定文化財ではありません。

観音堂に安置されていますご本尊の十一面観世音菩薩像は、平安時代後期に作られたと推定されるものですが、こちらも指定文化財ではありません。

したがって、大慈寺観音堂の復旧に関して、現在のところ支援する手立てがありません。

しかし、何か支援できる方策がないか、今後も調査、研究していきたい。

③ 土砂・倒木等の撤去処分

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

①が事業化すれば、工事に支障となる範囲は撤去処分します。ただし、斜面对策を行わず土砂・倒木等の撤去処分のみは復旧事業の対象となりませんので、地元対応をお願いします。

④ 工事用車両進入路の整備

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

①が事業化すれば、工事に含めて実施しますので地元関係者のご協力をお願いします。